

高等職業訓練促進給付金 申請のご案内



先日、電子申請・事前相談いただきました高等職業訓練促進給付金について、申請の手続をご案内します。
なお、制度の概要や手続の流れについては、一緒にお送りした（同封）チラシをよく読んで確認してください。

1.面談

面談がまだ終わっていない人は、受講がはじまる前までに、
ひとり親サポートよこはまの策定員と面談をしてください。策定員と「自立支援プログラム」を作ります。

※近日中に担当者から電話がありますので、面談をする日時を決めてください

※面談場所は、お住まいの区の区役所またはひとり親サポートよこはまです

ひとり親サポートよこはま

横浜市中区常盤町3-24 サンビル8階
電話:045-227-6337

2.支給申請

通学がはじまったら、以下の必要書類を郵送で横浜市こども青少年局こども家庭課に提出してください。

※申請月（申請書がこども青少年局こども家庭課に到達した日の属する月）分からの支給となりますので、
通学開始月内（すでに通学されている場合はなるべく早く）に申請できるよう、くれぐれもご注意ください

◆必要書類◆

同封している書類

①支給申請書

※記入例をよく見て、誤りや記入もれがないように書いてください（修正が必要な場合、審査に時間がかかります）

※本人（申請者）、お子さん、その他一緒に住む家族全員の個人番号（マイナンバー）を書いてください

②養育費に関する申告書

③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（該当する人のみ）

養成機関（学校）でもらう書類

④養成機関による在学証明書

※原本を出してください（学校印または養成機関の長などの押印があるもの）（コピーは不可×）

※雇用保険制度の教育訓練講座名、指定番号、在学（修業）予定期間を書いていただくよう養成機関に依頼してください

ご自身で準備する書類

⑤自立支援プログラム（両面）のコピー

※ひとり親サポートよこはまの策定員との面談で作成します。原本は目標達成まで大切に保管してください

⑥次の（ア）または（イ）

▶児童扶養手当の認定を受けている人（認定は受けたが支給停止中の人も含む）

（ア）児童扶養手当証書のコピー（有効期限内のもの）

▶児童扶養手当を認定を受けていない人（児童扶養手当の申請していない人、申請後認定されなかった人）

（イ）申請者およびその児童の戸籍謄本と世帯全員の住民票の写し（省略なし）

※どちらも申請日から1か月以内に発行された原本を出してください（コピーは不可×）

※手数料は自己負担です。省略された住民票など要件と異なる場合は、再度お取りいただくことがあります

⑦申請者本人のマイナンバーカード（両面）のコピー

※マイナンバーカードを持っていない人は、次の2点

個人番号を記載した住民票の写し

本人確認書類

本人確認書類の具体例

・顔写真入りの証明書（運転免許証、身体障害者手帳、
在留カードまたは特別永住者証明書など）

・公的書類（健康保険証、国民年金手帳、児童扶養手当
証書、特別児童扶養手当証書など）

◆問合せ・提出先◆

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局こども家庭課 ひとり親家庭自立支援担当 宛（電話：045-671-2390）

※特定記録郵便のご利用をおすすめします